

4章 相互連携のハブとなる EHR 構築に関する推奨要件

5. 患者同意取得の考え方と内容

本市では、全て事前説明（オプトイン）による同意取得としますが、随時、患者からの同意撤回を受け付けられることとします。以下に、相互連携による本市将来形に向けて共通化するべき同意内容の考え方をしめします。

【共有範囲の増減】

相互連携、あるいは参加利用施設が増加するたびに、新たに患者同意を取得しなおす手間は医療機関にも患者（市民）にも相当の負担となるため、以下の内容を必ず、初回に患者同意を求める際に説明し、包括同意として取得することとします。

- ①医療・介護・健康分野に関する他の連携ネットワークが新たに接続されること
- ②参加施設は増減すること

ただし、患者（市民）がかかったことが無い（かかる予定が無い）医療機関や施設、連携ネットワークへは、救急・災害等の緊急時を除き、原則情報開示しない運用としなければなりません。緊急時の対応は、別途の取り決めにより、例外対応できる余地を残す運用とします。

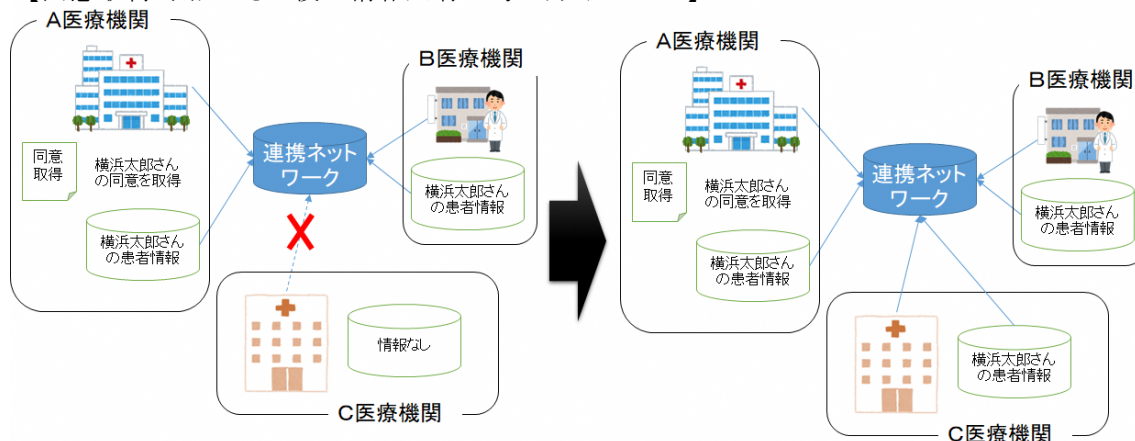
【データの政策への利用】

個人情報保護法に関する法令等の範囲において、情報を公衆衛生の向上に資する行政政策へ利用することについても事前に同意を取得することとします。

本ガイドラインによる同意取得の運用イメージは下図の通りです。横浜太郎さんに対して、A 医療機関で初めて連携ネットワーク利用についての同意取得をした場合、既に横浜太郎さんがかかっていたことがある B 医療機関で A 医療機関の公開する情報が参照できます。ただし、C 医療機関では患者としてかかったことがないため、参照できません。

今後、C 医療機関に横浜太郎さんがかかることがあった場合、A 医療機関、B 医療機関での診療情報を C 医療機関も改めての同意取得を行うことなく、参照できるようになります。また、当然に A・B いずれの医療機関も C 医療機関の情報を参照できるようになります。

【同意取得時点とその後の情報共有の考え方イメージ】



推奨要件

- 患者同意の取得は、「オプトイン」により本ガイドラインが示す考え方を満たす「包括合意」とすること